

〔事案 25-108〕 契約無効請求

・平成 26 年 3 月 24 日 裁定終了

＜事案の概要＞

契約時、満期保険金のない保険であることを認識していれば契約申込みをしなかったとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 12 年 6 月に契約した介護年金保障定期保険の申込みの際、募集人から、本契約が掛け捨てで満期保険金が 0 円であるとの説明はなく、保険設計書にもその点の記載がない。契約時に、そのことを認識していれば申込みはしなかったので、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、本契約が満期保険金のない保険であることが明記されており、募集人がこれと異なる説明を行った事実はない。
- (2) 仮に本契約の申込みにあたって申立人に錯誤があったとしても、設計書に記載されていることから、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があるので、無効を主張することはできない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 「契約時に満期保険金がないことを認識していれば申込みをしなかった」と主張していることから、錯誤（民法 95 条）にもとづく、契約無効を求めているもの。（主張①）
- (2) 募集人の説明義務違反によって満期保険金の無い保険に加入させられてしまったことについて、保険会社の不法行為によって払込保険料相当額の損害が発生したとして、その賠償（民法 709 条）を求めるもの

2. 主張①について

申立人は事情聴取において以下の趣旨の供述をしていることから、契約時には意思と表示の不一致は無いので、申立人の契約締結の意思表示に錯誤があったとは認められない。

- (1) 契約時に満期保険金のことは考えておらず、満期保険金があると考えて契約したわけではない。
- (2) それまで保険料を 350 万円程払っていることからして、解約時に、相当額の払戻金があるものと思った。

3. 主張②について

以下の理由により、募集人に説明義務違反があったと認めることはできず、主張②は認められない。

- (1) 申立人の事情聴取の結果、申立人は本契約の申込みの約2週間前に、募集人から本契約の設計書を用いた説明を受けていることが認められる。
- (2) 設計書には「この保険には満期保険金はありません」との注意書きが記載されている。
- (3) 申立人が契約申込書において受領した旨の確認印を押している「ご契約のしおり」においては、払込保険料累計額と解約返戻金額の推移が図表で例示されており、満期時には解約返戻金が0円となることが説明されている。
- (4) 募集人には、契約時に本契約の全ての点を口頭で説明する義務までではないが、少なくとも設計書を交付していることは認められ、他に満期保険金について設計書等の書面に反して誤説明をした事実は認められない。